

**「県北の魅力発見カード（仮称）」作成等業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

この要領は、「県北の魅力発見カード（仮称）」の作成等に当たり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により企画提案書の提出を求め、優れた提案を行った企画提案者を本委託業務の委託候補者として選定するための手続きについて必要な事項を定める。

1 委託業務の概要

（１）業 務 名

「県北の魅力発見カード（仮称）」作成等業務

（２）業 務 内 容

別紙委託仕様書のとおり

（３）委 託 期 間

委託契約締結の日から令和５年３月２７日（月）まで

（４）委 託 限 度 額

１，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

2 参加資格等

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （２）募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- （３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するな

- ど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (6) 県税の滞納がないこと。
- (7) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 実施要領等の入手方法

実施要領及び各種様式等の電子データは、福島県県北地方振興局のホームページからダウンロードして入手すること。

なお、窓口及び郵送等での配布は行わない。

4 各種書類の提出

質問は、以下により受け付けることとする。

なお、本企画プロポーザルに係る事業説明会は実施しない。

(1) 質問書

ア 提出書類

質問書【様式1】

イ 提出期限

令和4年11月7日（月）17時まで（必着）

ウ 提出場所

福島県県北地方振興局 復興支援・地域連携室

- ・ 電子メールまたはFAXにより提出すること。
- ・ 電子メール及びFAXによる場合とも、送信後に「送信した」旨を電話にて連絡すること。
- ・ 電話による質問は受付しない。

エ 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、福島県県北地方振興局のホームページに回答書を随時掲載する。

(2) 参加表明書の提出

参加表明書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

ア 提出書類

県北の魅力発見カード（仮称）作成等業務委託公募型企画プロポーザル参加表明書【様式2】

イ 提出期限

令和4年11月11日（金）17時まで（必着）

ウ 提出場所

福島県県北地方振興局 復興支援・地域連携室

持参または郵送により提出すること。

※ 持参による提出の場合、受付時間は祝日を除く月曜から金曜の8時30分から17時までとする。

※ 郵送による提出の場合、到着確認が可能な手段をとることとし、提出期限内必着とし、電話にて送付した旨を知らせること。

エ その他

参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

以下の①・②・④については、合計10ページ以内（表紙を除く）とし、日本工業規格A4判とする。フォントサイズは11ポイント以上を基本とする。

① 業務内容に関する提案書（任意様式）

② 実施スケジュール（任意様式）

③ 法人等の概要【様式3】

④ 業務実施体制（任意様式）

⑤ 担当者経歴書【様式4】

⑥ 見積書（任意様式）

※ 見積額の積算内訳を明示すること。

※ あて先は「福島県県北地方振興局長」とすること。

⑦ 実績として記載した業務の内容が確認できる書類等（契約書の写し等）

⑧ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書【様式5】

イ 提出期限

令和4年11月15日（火）17時まで（必着）

ウ 提出場所

福島県県北地方振興局 復興支援・地域連携室

持参または郵送により提出すること。

※ 持参による提出の場合、受付時間は祝日を除く月曜から金曜の8時30分から17時までとする。

※ 郵送による提出の場合、到着確認が可能な手段をとることとし、提出期限内必着とし、電話にて送付した旨を知らせること。

エ 提出部数

4（3）ア①～⑥については5部（正本1部、副本（正本の写し）4部）

4（3）ア⑦～⑧については1部（正本1部）

オ 不適合事項

この要領に定める手続以外の方法により、参加者が審査員または関係者に本企画提案に関する援助を直接または間接に求めた場合、その参加者を失格とする。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合も失格となることがある。

① 提出方法、提出先、提出期限が本要領の定めに適合しないもの。

② 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの。

③ 記載すべき内容の全部または一部が記載されていないもの。

- ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑥ 見積額が委託限度額を超過しているもの。
- ⑦ 複数の提案書を提出したもの。

カ その他

- ① 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ② 提出期限後の提出書類の変更、差替もしくは再提出は原則として認めない。
- ③ 企画提案に当たって提出された書類等は、企画提案の採用・不採用にかかわらず返却しない。
- ④ 本プロポーザルの企画提案に要する経費は、企画提案者の負担とする。
- ⑤ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となる。

5 審査及び評価に関する事項

(1) 委託候補者の選定等

- ア 提出された企画提案書等について書面により審査を行い、総合的に評価した上で委託候補者1者及び次点の者を選定する。
- イ 委託候補者は、いずれの審査委員からも合計評価配点の上限点（満点）の6割以上の得点を得ていることを条件とし、企画提案者が1者の場合であっても同様とする。
- ウ 見積額は審査項目ではないが、審査の結果、総合評価点の最上位者が複数になった場合は、見積額が低い者を上位者とする。
- エ 選考結果は、採用・不採用にかかわらず、書面にて後日通知する。

(2) 評価項目・評価基準等

提案書の評価項目及び評価基準は、別表1「プロポーザル評価項目及び評価基準表」のとおりとする。

6 契約の締結等

- (1) 委託業務に係る仕様は、委託候補者の提案内容を踏まえて県と協議することにより確定し、改めて見積書を徴取した上で契約を締結する。なお、見積額は委託限度額を超えないものとする。
- (2) 委託候補者が契約を辞退した場合または委託候補者と県の協議が調わなかった場合、次点の者を繰り上げ、委託候補者とする。

7 担当課（書類の提出先及び問合せ先）

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県県北地方振興局 復興支援・地域連携室
○電話：024-521-2647
○FAX：024-521-2853
○E-mail：kenpoku.chiikirenkei@pref.fukushima.lg.jp

【様式1】

質問書

令和 年 月 日

法人等名： _____

質問に関する責任者氏名： _____

電話番号： _____

「県北の魅力発見カード（仮称）」作成等業務委託に係る公募型プロポーザルについて、次の項目を質問します。

質問事項	内容

※ 必要項目が記載してあれば、任意様式も可とします。

回答書

令和 年 月 日

福島県県北地方振興局

「県北の魅力発見カード(仮称)」作成等業務委託に係る公募型プロポーザルについての質問に対する回答は、次のとおりです。

質問件名	内 容
回 答	

「県北の魅力発見カード（仮称）」作成等業務委託
公募型企画プロポーザル参加表明書

福島県県北地方振興局長 様

（参加申込者）

所在地
法人名
（団体名）
代表者

印

連絡先（担当者名）
（電話番号）
（FAX番号）
（電子メール）

私は、「県北の魅力発見カード（仮称）」作成等業務委託公募型企画プロポーザル実施要領4の規程に基づき、本業務委託公募型企画プロポーザルに参加を申し込みます。

なお、実施要領に示す参加資格の全てを満たし、下記事項に相違ないことを誓約します。

記

- ア 本公告に示した業務を確実に履行できる者であること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ウ 本要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
- ①役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。
- ②暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
- ③役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。
- ④役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
- ⑤役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- キ 県税の滞納がないこと。
- ク 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

【様式3】

法人等の概要

法人等の名称	
代表者の職・氏名	
住 所	〒
電話番号	
ファクス番号	
ホームページURL	
創業年月日	
資 本 金	
従業員数	
取引銀行	
資 格	
加入団体	
担当者の所属・職・氏名	
電話番号	
ファクス番号	
メールアドレス	
主な類似業務の実績 ※実績確認書類を添付 (契約書の写しなど)	

※ 必要項目が記載してあれば、既存パンフレット等も可とします。

【様式4】

担当者経歴書

(本業務の主たる担当者について記述願います)

所属・職・氏名		
同種業務の経歴		
職歴	年 月	内 容
アピールポイント (取得資格等があれば その資格名も記入)		

【様式5】

暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

福島県県北地方振興局長 様

- 1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者)(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (4) 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

- 2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは意力を用いて福島県の信用を毀損し、または福島県の業務を妨害する行為

- 3 私は、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は福島県から請求があり次第、福島県に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。

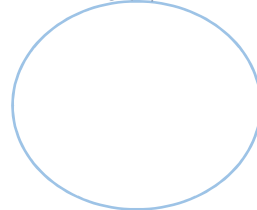
- 4 上記に関して不法行為があった場合は法的措置(民事・刑事)を講じられても構いません。

記入日 年 月 日

住所(または所在地)

社名及び代表者名又は
個人事業主の氏名

実印



「県北の魅力発見カード（仮称）」作成等業務委託仕様書 （企画提案書作成用）

※ 企画提案競技後、委託先候補事業者と本仕様に基づき協議を行う。

I 委託業務名

「県北の魅力発見カード（仮称）」作成等業務委託

II 業務目的

県北地域（※）の「誇り」となる文化や歴史、自然・風景などの資源に新たな光を当て、県北地域に足を運んでもらうきっかけを作る。また、県北ならではの魅力的な素材を広く発信することにより、県北地域を見て、知って、来ていただき、県北地域の魅力を更に広めることをねらいとする。

※ 県北地域：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村の8市町村

III 委託期間

契約締結の日から令和5年3月27日（月）まで

IV 委託業務の内容

1 全体的事項

福島県（県北地方振興局）では、これまであまり知られてこなかった県北地域の文化や歴史などの魅力を素材とした「県北の魅力発見カード（仮称）」を作成し、県北地域内で指定された施設で配布する企画を実施する。

受託者は、「II 業務目的」の趣旨を踏まえ、以下の業務を行うこととする。

なお、業務実施に当たっては、採用となった企画案を基に県と協議するとともに、カード配布施設の協力を得ながら行うこと。

- （1）県北の魅力発見カード（仮称）の作成
- （2）指定された配布施設へのカードの発送
- （3）配布施設でのカード配布済枚数の集計
- （4）広報活動
- （5）そのほか業務目的の達成に資する工夫等

2 個別的事項

（1）県北の魅力発見カード（仮称）の作成

規格等は以下を想定しているが、理由を付してより良いものを提案することを可とする。なお、カードの基本デザインは統一的なものとする。

ア 規格：68mm×88mm、両面カラー

イ 紙質：アートポスト・四六判・220kg

ウ 素材・情報：県において県北地域8市町村等と調整の上選定し、各市町村1種類程度の素材を受託者へ提供するものとする（今回の企画提案競技では素材を提案する必要はない）。

また、当該素材に関する写真データ、基本情報、紹介・魅力情報は県が受託者へ提供するが、県と受託者で協議の上、よりふさわしい画像に差し替えることも可とする。

エ 校正：2回程度

オ 刷版：PS版ポジタイプ

カ 印刷：オフセット印刷

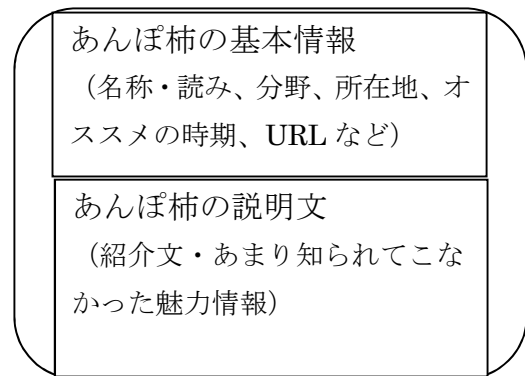
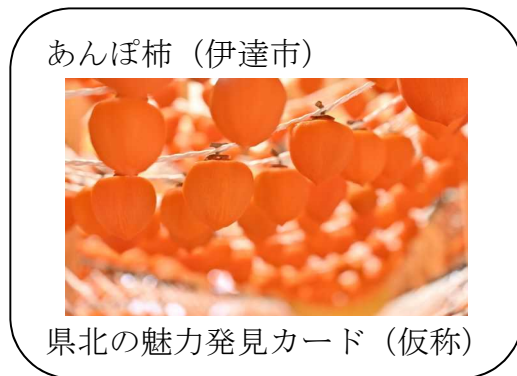
キ 加工：両面PP貼り・角丸

ク 枚数：素材9種類（伊達市は2種類）×各2，000枚

ケ イメージ：提供する素材情報の例示は以下のとおり

（表）

（裏）



（2）指定された配布施設へのカードの発送

（1）で作成した各市町村の素材を盛り込んだカードは、県において県北地域8市町村等と調整の上、選定した県北管内の施設で配布するので、当該施設に発送すること。なお、配布は、1月中旬から3月中旬の60日程度を予定している。

各市町村内に有する配布施設数は、下表のとおり予定しており、公共施設、道の駅・直売所、観光・文化施設などを想定している。

各配布施設への発送枚数は、県と受託者で協議し決定するものとする。

複数の配布施設を有する市町村については、集客の状況等を踏まえた上で、枚数を振り分けること。

福島	二本松	伊達	本宮	桑折	国見	川俣	大玉
1箇所	3箇所	5箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

（3）配布施設でのカード配布済枚数の集計

受託者は、（1）及び（2）で作成・発送したカードの配布実績について、各配布施設に確認の上、集計すること。

なお、集計に当たっては、可能な範囲で、カード受領者の反応をとりまとめることとし、具体的な内容については、県と受託者で協議し決定するものとする。

(4) 広報活動

本企画の効果的な情報発信について、チラシ・ポスターの作成、新聞・ラジオ・地域情報紙・インターネットなどの媒体の活用などを想定しているが、これら以外のものを予算の範囲内で提案することを可とする。

なお、企画の広報のほか、配布施設を分かりやすく紹介すること。

また、配布施設に関する写真は県が受託者へ提供するが、県と受託者で協議の上、よりふさわしい画像に差し替えることも可とする。

(5) そのほか業務目的の達成に資する工夫等

上記(1)～(4)以外で、より多くの興味・関心が得られるような魅力的な工夫や取組がある場合には提案すること。

委託料には、委託事業の適切な実施に係る一切の費用を含むものとする。

V 成果品

(1) 県北の魅力発見カード(仮称) 一式(電子データ及び製造物)

(2) 企画広報物 一式(電子データ及び紙1部)

(3) その他、県が指定するもの

「VI 提出書類」(2) 報告書に添付し1部提出すること。

VI 提出書類

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの 着手届(別記第1号様式)

(2) 業務終了後に速やかに提出するもの 完了(実績)報告書(別記第2号様式)

(3) その他 県が業務の確認に必要と認める書類

VII 業務責任者

本業務に当たって十分な知識を有する者を業務責任者として定めることとし、その進捗状況を管理するとともに、県の求めに応じて作業の予定及び進捗状況の報告を行うものとする。

VIII その他

(1) 受託者は、本仕様書及び県の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。

(2) 受託者は、県との間で本業務を実施するために必要な打ち合わせを随時実施すること。また、受託者は進行状況等について、逐次、県に報告すること。なお、県は本業務の実施のために必要な協力をする。

(3) 本業務により制作される成果物の著作権は県に属するものとし、成果品の構成素材(写真やイラスト等)については、県が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。

(4) 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議し、県の承認を得ること。

(5) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、

負担において一切を処理することとする。

- (6) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た個人情報等の事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (7) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議の上、定めることとする。
ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。

(第1号様式)

着 手 届

令和 年 月 日

福島県県北地方振興局長 様

住 所 又 は 所 在 地 :
事 業 者 等 名 称 :
代 表 者 の 職 及 び 氏 名 :



令和 年 月 日付けで契約した「県北の魅力発見カード(仮称)」
作成等業務委託 について、下記のとおり着手しましたので届出します。

記

- 1 着 手 日 : 令和 年 月 日
- 2 業 務 責 任 者 :
- 3 上 記 連 絡 先 :

(第2号様式)

完了（実績）報告書

令和 年 月 日

福島県県北地方振興局長 様

住所又は所在地：
事業者等名称：
代表者の職及び氏名：



令和 年 月 日付けで契約した「県北の魅力発見カード（仮称）」作成等業務委託 について、下記のとおり完了しましたので報告します。

記

- 1 委託料の額 金 円
- 2 委託の期間 着手 令和 年 月 日
完了日 令和 年 月 日
- 3 業務実績 事業実施報告書「第3号様式」のとおり

(第3号様式)

事業実施報告書

実 施 年 月 日	
業 務 責 任 者 名	
実 施 内 容	

※ 「実施内容」は、事業ごとに詳細に記載すること。なお、別紙を用いて作成することも
差し支えない。

別表1

プロポーザル評価項目及び評価基準表

評価項目		評価基準	配点
業務遂行能力等	業務実施体制	・業務を実施する上で十分な体制であるか。	10
	業務実績	・本業務と類似の業務を実施した実績があるか。	15
	スケジュール	・業務を円滑かつ効率的に遂行できる作業スケジュールか。	15
企画提案・内容	業務理解	・本事業の趣旨、目的を正しく理解した提案内容となっているか。	5
	企画提案 (企画性①)	・作成するカードの規格やデザインが魅力的なものとなっているか。 ・カードの作成だけでなく、発送、集計に関する言及があるか。	10
	企画提案 (企画性②)	・効果的な広報活動となっているか。 ・単なる媒体の活用となっていないか。	20
	企画提案 (独創性)	・業務目的の達成に資する工夫が提案されているか。	15
	業務経費	・仕様書及び提案企画に盛り込んだ内容が適切に計上されているか。 ・経済的な工夫があるか。	10
合計得点			100